

刺し網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
浮魚狩刺し網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	現許可保有者に限る。 伊曾島（大島） 伊曾島 松阪（猟師）
	三重共第1号共同漁業権漁場内					現許可保有者に限る。 松阪（猟師）
	三重共第2号共同漁業権漁場内					木曾岬町又は桑名市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第3号共同漁業権漁場内					川越町に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第8号共同漁業権漁場内					松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
底魚狩刺し網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	現許可保有者に限る。 伊曾島（大島）
	三重共第1号共同漁業権漁場内					木曾岬町又は桑名市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第2号共同漁業権漁場内					川越町に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第3号共同漁業権漁場内					津市香良洲町に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第7号共同漁業権漁場内					松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第8号共同漁業権漁場内					明和町（下御糸、大淀地区）又は伊勢市（東大淀、村松、有滝、東豊浜地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第9号共同漁業権漁場内					伊勢市今一色地区、西地区に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第11号共同漁業権漁場内					
きす流網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	8	松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
					16	明和町（下御糸、大淀地区）又は伊勢市（東大淀、村松、有滝、東豊浜地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
					2	伊勢市（大湊町、今一色、江地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第6号共同漁業権漁場内				定めず	津市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第8号共同漁業権漁場内					松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第9号共同漁業権漁場内					明和町（下御糸、大淀地区）又は伊勢市（東大淀、村松、有滝、東豊浜地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第11号共同漁業権漁場内					伊勢市（大湊町、今一色、西、江地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	伊勢湾及び、志摩市大王町大王埼正東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。				34	鳥羽市桃取町、答志町又は神島町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
さわら流網漁業	伊勢湾	7月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン以上20トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	55	木曾岬町から鳥羽市までの伊勢湾沿海市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
とびうお流網漁業	志摩市大王町大王埼正南の線と志摩市志摩町御座黒森正南の線との両線間における海域。	5月1日から9月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	2	志摩市和具地区に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
くるまえび流網漁業	三重共第8号共同漁業権漁場内	4月1日から12月15日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第11号共同漁業権漁場内					伊勢市（大湊町、今一色、西、江地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
きす漕刺し網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	10	松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
					13	明和町（下御糸、大淀地区）又は伊勢市（東大淀、村松、有滝、東豊浜地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
					3	伊勢市（大湊町、今一色、江地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第6号共同漁業権漁場内				定めず	津市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第8号共同漁業権漁場内					松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第9号共同漁業権漁場内					明和町（下御糸、大淀地区）又は伊勢市（東大淀、村松、有滝、東豊浜地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第11号共同漁業権漁場内					伊勢市（大湊町、今一色、西、江地区）に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
	伊勢湾及び、志摩市大王町大王埼正東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。				34	鳥羽市桃取町又は答志町に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あまだい漕刺し網漁業	熊野市と南牟婁郡御浜町との最大高潮時海岸線における境界点南東の線と南牟婁郡紀宝町鶴殿水突岩頂上南東の線との両線間における海域のうち東経137度3分13秒以西の海域。	9月1日から翌年6月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	5	南牟婁郡紀宝町阿田和地区又は鶴殿地区に住所を有する漁業者又は漁業従事者
いなだまき刺し網漁業	三重共第84号共同漁業権漁場内	12月16日から翌年3月15日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	志摩市志摩町和具に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者
さんま流網漁業	熊野川河口の中間点南東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。	10月20日から翌年5月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	熊野市に住所を有する者であって、平成22年5月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者 志摩市大王町、同市志摩町、同市浜島町、度会郡南伊勢町、同郡大紀町、北牟婁郡紀北町、尾鷲市、南牟婁郡御浜町又は同郡紀宝町に住所を有する者であって、平成22年5月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は以下のとおりとする。

- (1) さわら流網、とびうお流網、あまだい漕ぎ刺し網及びきす流網並びにきす漕刺し網のうち共同漁業権内のみを操業区域とするものを除く
令和5年1月17日から同年2月1日まで
- (2) 上記以外の漁業種類
周年

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
浮魚狩刺し網漁業	(伊曾島(大島)、伊曾島、松阪(獵師)) 鳥羽市管内の共同漁業権漁場区域を除く。	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 定置網から500メートル以内の区域においては、操業してはならない。 3 流網漁法をしてはならない。 4 日没から日の出までの間は操業してはならない。
	(松阪(獵師)) 鳥羽市管内の共同漁業権漁場区域を除く。 ただし、9月1日から翌年5月31日までの期間は、三重共第8号以外の共同漁業権漁場を除く。	5 のり区画漁業権漁場内に設置している浮流し式のり網から30メートル以内、又は固定式のり網から15メートル以内において操業してはならない。 6 所属する漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
	(共同漁業権内を操業区域とするもの) 定めず。	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 定置網から500メートル以内の区域においては、操業してはならない。 3 流網漁法をしてはならない。 4 所属する漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
底魚狩刺し網漁業	(伊曾島(大島)) 操業区域のうち、三重共第1、2号以外の共同漁業権漁場を除く。 (木曾岬町、桑名市、川越町、津市香良洲町、松阪市) 定めず。	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 定置網から500メートル以内の区域においては、操業してはならない。 3 所属する漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
	(明和町(下御糸、大淀地区)又は伊勢市(東大淀、村松、有滝、東豊浜、今一色、西地区)) 操業区域のうち、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域を除く。	
きす流網漁業	(松阪市のうち操業区域に共同漁業権外を含むもの) 操業区域のうち、三重共第8号以外の共同漁業権漁場を除く。	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 魚礁及び定置網の周囲500メートル以内の海域においては、操業してはならない。 3 日没から日の出までの間は操業してはならない。 4 所属する漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
	(明和町(下御糸、大淀地区)又は伊勢市(東大淀、村松、有滝、東豊浜地区のうち操業区域に共同漁業権外を含むもの) 操業区域のうち、三重共第9号以外の共同漁業権漁場を除く。	
	(伊勢市(大湊町、今一色、江地区)のうち操業区域に共同漁業権外を含むもの) 操業区域のうち、三重共第11号以外の共同漁業権漁場を除く。	
	(共同漁業権内のみを操業区域とするもの) 定めず。	
	(鳥羽市桃取町、答志町又は神島町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 伊勢市二見町江神前埼と愛知県知多郡美浜町野間埼を結んだ直線以西の共同漁業権漁場 2 伊勢市二見町江神前埼と鳥羽市小浜亀の島の鼻を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(池の浦) 3 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域(アグゼ附近) ア 伊勢市二見町江神前埼と愛知県知多郡美浜町野間埼を結んだ直線上神前埼から1,500メートルの点 イ 同線上神前埼から4,000メートルの点 ウ 鳥羽市桃取町島ヶ埼から愛知県知多郡美浜町野間埼を結んだ直線上島ヶ埼から4,000メートルの点 エ 同直線上島ヶ埼から1,500メートルの点 4 池の浦及びアグゼ附近を除く伊勢市二見町江神前埼と愛知県知多郡美浜町野間埼を結んだ直線から志摩市大王町大王埼正東の線までの最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域 5 次のオ、カ、キ、ク、ケ及びコの点を順次に結んだ直線と愛知県の最大高潮時海岸線に囲まれた海域 オ 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点 カ 北緯34度33分58秒東経137度の点 キ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 ク 北緯34度28分52秒東経137度9分7秒の点	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 魚礁及び定置網の周囲500メートル以内の海域においては、操業してはならない。 3 日没から日の出までの間は操業してはならない。 4 日の出から日没までの間は漁具の両端に標識を設置して操業しなければならない。

	ケ 北緯34度28分52秒東経137度29分19秒の点 コ 北緯34度40分24秒東経137度29分19秒の点	
漁業種類	操業区域の条件	その他
さわら流網漁業	操業区域のうち、三重共第25号及び同第31号共同漁業権漁場を除く。	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 定置網から500メートル以内の区域においては、操業してはならない。 3 操業は日没から日の出までの間でなければならない。 4 網の目合は75ミリメートル以上で重ね網を同時に使用してはならない。 5 1隻に使用する網は仕立て上がり全長750メートル以下でなければならない。 6 所属する漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
とびうお流網漁業	操業区域のうち、三重共第84号以外の共同漁業権漁場は除く。	1 定置漁業、小型定置漁業及びつぼ網の網の周囲500メートル以内の海域においては操業してはならない。 2 一隻に使用する網は仕立上り全長380メートル以内でなければならない。 3 集魚に使用する電球の総容量は2キロワット以下でなければならない。
くるまえび流網漁業	定めず。	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 所属する漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
きす漕刺し網漁業	(松阪市のうち操業区域に共同漁業権外を含むもの) 操業区域のうち、三重共第8号以外の共同漁業権漁場を除く。 (明和町(下御糸、大淀地区)又は伊勢市(東大淀、村松、有滝、東豊浜地区のうち操業区域に共同漁業権外を含むもの) 操業区域のうち、三重共第9号以外の共同漁業権漁場を除く。 (伊勢市(大湊町、今一色、江地区)のうち操業区域に共同漁業権外を含むもの) 操業区域のうち、三重共第11号以外の共同漁業権漁場を除く。 (共同漁業権内のみを操業区域とするもの) 定めず。	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 魚礁及び定置網の周囲500メートル以内の海域においては操業してはならない。 3 日没から日の出までの間は操業してはならない。 4 所属する漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
	(鳥羽市桃取町又は答志町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 三重共第28、30、31、34及び35号以外の共同漁業権漁場 2 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域(アグゼ附近)のうち三重共第31号共同漁業権漁場 ア 伊勢市二見町江神前崎と愛知県知多郡美浜町野間崎を結んだ直線上神前崎から1,500メートルの点 イ 同線上神前崎から4,000メートルの点 ウ 鳥羽市桃取町島ヶ崎と愛知県知多郡美浜町野間崎を結んだ直線上島ヶ崎から4,000メートルの点 エ 同直線上島ヶ崎から1,500メートルの点 3 三重共第28、30、31、34及び35号共同漁業権漁場のアグゼ附近を除く最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域 4 次のオ、カ、キ、ク、ケ及びコの点を順次に結んだ直線と愛知県の最大高潮時海岸線に囲まれた海域 オ 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点 カ 北緯34度33分58秒東経137度の点 キ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 ク 北緯34度28分52秒東経137度9分7秒の点 ケ 北緯34度28分52秒東経137度29分19秒の点 コ 北緯34度40分24秒東経137度29分19秒の点	1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 魚礁及び定置網の周囲500メートル以内の海域においては操業してはならない。 3 日没から日の出までの間は操業してはならない。 4 日の出から日没までの間は漁具の両端に標識を設置して操業しなければならない。
あまだい漕刺し網漁業	操業区域のうち、最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域を除く。	1 日没から日の出までの間は操業してはならない。
いなだまき刺し網漁業	定めず。	1 火光を利用してはならない。 2 網の仕様は、次のとおりでなければならない。 ・1枚網であること ・網の長さは750メートル以下 ・網の幅は18メートル以下 ・目合いは8センチメートル以上、10センチメートル以下
さんま流網漁業	(熊野市) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 志摩市大王町大王崎正東の線以北の海域 2 志摩市大王町大王崎正東の線と神須の鼻のズロウから真方位110度10分の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 3 神須の鼻のズロウから真方位110度10分の線、神須の鼻のズロウを中心とする半径1,500メートルの円弧及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域 4 熊野市波田須町矢口鼻と同町獅子ヶ島北端を結んだ直線、同島南端南南東の線及び熊野川河口の中間点南東の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 5 1月16日から10月31日までの間における志原川河口右岸から真方位106度10分の線と熊野川河口の中間点南東の線との両線間における最大高潮時海岸線から5,500メートル以遠同9,000メートル以内の海域 6 5月1日から5月31日までの間における度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線以北の海域 (志摩市大王町、同市志摩町、同市浜島町、度会郡南伊勢町、同郡大紀町、北牟婁郡紀北町、尾鷲市、南牟婁郡御浜町又は同郡紀宝町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 志摩市大王町大王崎正東の線以北の海域 2 最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 3 1月16日から10月31日までの間における志原川河口右岸から真方位106度10分の線と熊野川河口の中間点南東の線との両線間における最大高潮時海岸線から5,500メートル以遠同9,000メートル以内の海域 4 5月1日から5月31日までの間における度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線以北の海域	1隻につき使用する網は、仕立て上がり全長9,100メートル以下とする。